

第1編 総 則

(この規則の目的) 「規則1」

第1条 この規則は、北越急行株式会社（以下「会社」という）の旅客の運送及びこれに附帯する入場券の発売等の事業（以下「旅客の運送等」という。）についての取扱方を定め、もって利用者の便利と事業の能率的な遂行を図ることを目的とする。

(適用範囲) 「規則2」

第2条 会社線による旅客の運送等については、別に定める場合を除いて、この規則を適用する。

2 この規則に定めていない事項については、法令及び別に定めてあるものによる。

(1) 法令の主なものは次のとおりとする。

- ア 鉄道営業法（明治33年法律第65号）
- イ 鉄道運輸規程（昭和17年鉄道省令第3号）
- ウ 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）
- エ 鉄道事業法施行規則（昭和62年運令第6号）
- オ 消費税法（昭和63年法律第108号）

(2) 別に定めてあるものの主なものは、次のとおりとする。

- ア 旅客営業規則（昭和62年4月東日本旅客鉄道株式会社公告第4号）
- イ 旅客連絡運輸規則（昭和62年4月東日本旅客鉄道株式会社公告第21号）
- ウ 学校及び救護施設指定取扱規則（昭和62年4月東日本旅客鉄道株式会社公告第6号）
- エ 身体障害者旅客運賃割引規則（昭和62年4月東日本旅客鉄道株式会社公告第9号）
- オ 知的障害者旅客運賃割引規則（平成3年11月東日本旅客鉄道株式会社公告第76号）
- カ 乗車券類委託販売規則（昭和62年4月東日本旅客鉄道株式会社公告第10号）
- キ 旅客運賃料金後払基準規程（昭和62年4月東日本旅客鉄道株式会社公告第4号）
- ク 運輸収入事務規程（昭和62年4月東日本旅客鉄道株式会社公告第15号）
- ケ 周遊割引乗車券発売規則（昭和62年4月東日本旅客鉄道株式会社公告第8号）

(用語の意義) 「規則3」

第3条 この規則における主な用語の意義は、次のとおりとする。

(1) 「会社線」とは、会社の経営する鉄道線をいう。

- (2)「駅」とは、旅客の取扱いをする停車場をいう。
- (3)「駅員無配置駅」とは、駅のうち、駅員を配置していない箇所をいう。
(営業時間により駅員無配置になる駅及び臨時に駅員を配置する駅を含む。)
- (4)「列車」とは、旅客の運送を行う列車をいう。
- (5)「特別車両」とは、旅客車のうち、特別な設備をした座席車であつて、第13条(急行料金等を収受する列車等の施設の表示)の規定による表示をしたものをいう。
- (6)「乗車券類」とは、乗車券、急行券、特別車両券、座席指定券をいう。
- (7)「指定券」とは、乗車日及び乗車列車等を指定して発売する指定席特別急行券、特別車両券及び座席指定券をいう。
- (8)「旅行開始」とは、旅客が旅行を開始する駅において乗車券の改札を受けて入場することをいう。ただし、旅客が駅員無配置駅から乗車する場合は、列車に乗車することをいう。
- (9)「旅客運賃割引証」とは、会社が取扱う運賃割引制度の対象となる割引証をいう。
- (10)「旅客会社線」とは、以下の旅客鉄道会社の経営する鉄道・航路及び自動車線をいう。
- ・北海道旅客鉄道株式会社(以下「JR北海道」という。)
 - ・東日本旅客鉄道株式会社(以下「JR東日本」という。)
 - ・東海旅客鉄道株式会社(以下「JR東海」という。)
 - ・西日本旅客鉄道株式会社(以下「JR西日本」という。)
 - ・四国旅客鉄道株式会社(以下「JR四国」という。)
 - ・九州旅客鉄道株式会社(以下「JR九州」という。)

(消費税課税の運賃・料金)「規則3の2」

第4条 この規則に規定する運賃・料金については、消費税法(昭和63年法律第108号)の定めによる消費税相当額を含んだ額とする。

(運賃・料金前払いの原則) 「規則4」 [連規準用]

第5条 旅客の運送等の契約の申込みを行おうとする場合は、旅客は、現金をもって所定の旅客運賃・料金を支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、会社が特に認めた場合は、運賃の支払いを後払い扱いとし、又は現金によらず小切手等の証券若しくは口座振込等の方法により支払うことができる。

(契約の成立時期及び適用範囲)「規則5」

[連規準用]

第6条 旅客の運送等の契約は、その成立について別段の意思表示があった場合を除き、
旅客が所定の運賃・料金を支払い、乗車券類等その契約に関する証票の交付を受けた
ときに成立する。

2 前項の規定によって、契約の成立したとき以後における取扱いは、別段の定めをしな
い限り、すべてその契約の成立したときの規定によるものとする。

(旅客の運送等の制限又は停止)「規則6」

第7条 旅客の運送等の円滑な遂行を確保するため必要があるときは、次の各号に掲げる制
限又は停止をすることがある。

(1) 乗車券類及び入場券の発売駅・発売枚数・発売時間・発売方法の制限又は発売の停
止

(2) 乗車区間・乗車方法・入場方法又は乗車する列車の制限

(3) 手回り品の長さ・容積・重量・個数・品目・持込区間又は持込列車の制限

2 前項の制限または停止をする場合は、その旨を関係駅に掲示する。

(運行不能の場合の取扱い)「規則7」

第8条 列車の運行が不能となった場合は、その不通区間内着となる旅客又はこれを通過し
なければならない旅客の取扱いをしない。ただし、運輸上支障のない場合で、かつ、
旅客が次の各号に掲げる条件を承諾するときは、その不通区間内着又は通過となる乗
車券を発売することがある。

(1) 不通区間については、任意に旅行する。

(2) 不通区間に対する旅客運賃の払い戻しの請求をしない。

2 前項ただし書の規定は、特別急行券又は特別車両券、座席指定券について、これを準
用する。ただし、不通区間通過となる場合でその前後の区間の乗車列車について接続の
手配を講じたときに限る。

3 列車の運行が不能となった場合であっても、会社において他の運輸機関の利用又はそ
の他の方法によって連絡の措置をして、その旨を関係駅に掲示したときは、その不通区
間は開通したものとみなして、旅客の取扱いをする。

(営業キロのは数計算方)「規則8」

第9条 営業キロを用いて運賃・料金を計算する場合の1キロメートル未満のは数は、1キ
ロメートルに切り上げる。

(期間の計算方)「規則9」

第10条 期間の計算をする場合は、その初日は時間の長短にかかわらず1日とし計算する。

(乗車券類等に対する証明)「規則10」 [連規準用]

第11条 会社において、乗車券類及び入場券、旅客の運送の契約に関する証票に証明を行う場合は、当該証票にその証明事項を記入し、相当の証印を押す。

(旅客等の提出する書類)「規則11」 [連規準用]

第12条 旅客の運送の契約に関して、旅客等が会社に提出する書面は、墨、インク又はボールペンをもって記載し、かつ、特に定めるものについては、これに証印を押すものとする。

2 旅客等は、前項の規定による書類の記載事項の一部を訂正した場合は、その訂正箇所に、相当の証印を押すものとする。